

“世界につながるまち盛岡”市民会議
団体活動事業促進費取扱要領

1 事業の目的

市民協働によって培う盛岡の魅力を国内外に発信し、盛岡の魅力を世界と共有するため、“世界につながるまち盛岡”市民会議（以下「市民会議」という）の一般会員が実施（共催含む。以下同じ）する公益事業に対し、その活動費を助成し、会員団体の活動活性化を図る。

2 事業の要件

前条で述べる公益事業とは、次のものを指す。

- (1) 盛岡市の魅力を市民協働によって培おうとする事業であること。なお、国内外への情報発信や、国際化を強く意識した事業については、選定時に優位性を与えるものとする。
- (2) 盛岡市民及び盛岡市に一時滞在する者等のニーズを満たす事業であること。
- (3) 過去に助成を受けた事業と同一の目的及び内容となる場合は、通算で3回以内であること。
ただし、旧部会（地域連帯・青少年健全育成運動部会、自然愛護・きれいなまち運動部会、健康・スポーツ活動部会、文化活動部会）が行っていた事業を継続して実施する場合についてはこの限りではない。
- (4) 翌年3月14日までに精算が完了すること。

3 応募資格

- (1) 市民会議規約第4条第3項に定められた一般会員で、提案した事業を確実に遂行できる者。なお、複数の会員団体と盛岡市の関係課による協働事業を実施する場合は、主として事業実施責任を負う会員団体による応募とすること。
- (2) 市民会議総会において、事業報告を行うことについて同意できる者。

4 助成額

助成額は、総額を当該事業の予算額の範囲内とし、1団体あたり13万5千円を限度とする。

ただし、一次募集において採択された団体については、合わせて25万円を限度とする。

5 対象経費

- (1) 提案する事業を実施するために、直接必要な経費。ただし、団体の運営経費は対象外とする。
- (2) 備品等財産の取得にかかる経費は、原則として対象外とする。ただし、事業を行うに当たり真に必要とする場合については、協議の上判断するものとする。

6 応募方法

(1) 応募期間

令和6年9月30日（月）17時までとする。

(2) 応募方法

以下の書類を市民会議事務局に提出すること。

- | | |
|-------------------------|--------|
| ア 団体活動事業促進費申請書 | (様式1号) |
| イ 事業計画書（当該事業分） | (様式2号) |
| ウ 収支予算書（当該事業分） | (様式3号) |
| エ 団体の定款、会則、またはこれに代わるもの | (任意様式) |
| オ 前年度の事業報告書、またはこれに代わるもの | (任意様式) |
| カ 前年度の収支決算書、またはこれに代わるもの | (任意様式) |
| キ 団体の役員名簿 | (任意様式) |
| ク その他参考資料 | |

(3) その他

- | |
|---|
| ア 申請額が5万円以下の事業については、前項エ～カの書類の提出を省略することができる。 |
| イ 応募に要する費用は応募者の負担とする。 |
| ウ 応募書類は返却しない。 |

(4) 提出先

〒020-8530 盛岡市内丸12番2号 盛岡市市民部市民協働推進課内
“世界につながるまち盛岡”市民会議事務局

7 選定方法

- (1) 応募された事業は、市民会議関係者で構成する選定委員会において書類審査を行い、上位の評価を受けた事業から順に、予算の範囲内で事業費を助成する。
- (2) 選定順位により申請額が予算残額を上回った事業については、応募者との協議により事業の実施及び助成額を決定する。
- (3) 選定委員会による評価が一定の基準に満たない事業については、申請額が予算の範囲内であっても助成対象外とする。

8 選考基準

- (1) 盛岡市の魅力を市民協働によって培おうとする事業であるか。
- (2) 盛岡市民等のニーズに沿った事業であるか。
- (3) 事業に公益性が認められるか。
- (4) 実現性がある事業計画となっているか。
- (5) 予算の見積り、執行の計画は適正か。
- (6) 十分な事業効果が見込めるか。
- (7) 国内外への情報発信、国際化を特に意識した事業の場合、加点する。

9 選定結果

事業費の助成が決定した団体に対し、団体活動事業促進費助成決定通知書により通知する。また、選定されなかった団体に対しては、別途その旨を通知する。

10 事業計画の変更

- (1) 事業計画を変更する必要が生じた場合は、変更承認申請書（様式4号）を提出し、市民会議の承認を受けること。
- (2) 市民会議の承認なく事業計画を変更した場合、助成額の一部又は全額の返還を求める場合がある。

11 助成金の支払

団体活動事業促進費助成決定通知の後、事業費交付請求書（様式5号）の提出があった場合、原則として事業費は全額を前払いする。

12 事業の精算

事業完了後、速やかに次の書類を提出し、検査を受けること。

- (1) 実績報告書（様式6号）
- (2) 収支決算書（様式7号）